



令和3年9月8日
住宅局建築指導課

指定確認検査機関等の処分について

令和3年9月8日付けで、国土交通大臣から指定確認検査機関に対し、建築基準法（以下「法」という。）第77条の30第1項に基づく監督命令を行うとともに、指定構造計算適合性判定機関に対し、同法第77条の35の19第2項に基づく業務停止命令及び同法第77条の35の16第1項に基づく監督命令を行いました。

また、同年9月7日付けで、関東地方整備局長から上記の指定確認検査機関の処分に関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）に対し、同法第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行っていますので、併せてお知らせいたします。

詳細は別紙をご覧ください。

※指定確認検査機関

建築基準法の規定に基づき、建築確認・検査の業務を実施する者として、国土交通大臣（業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長）又は都道府県知事（業務実施区域が一の都道府県の区域である場合）が指定した者。

※指定構造計算適合性判定機関

建築基準法の規定に基づき、構造計算適合性判定の業務を実施する者として、国土交通大臣（業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長）又は都道府県知事（業務実施区域が一の都道府県の区域である場合）が指定した者。

（問い合わせ先）

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築安全調査室 小川、鈴木

電話：03-5253-8111（39540、39565）、03-5253-8933（直通）

FAX：03-5253-1630

1. 指定確認検査機関

ビューローベリタスジャパン株式会社（国土交通大臣指定第 13 号）

【処分内容】

監督命令： 確認審査において著しく不適切な判断がなされたことに鑑み、当該事案が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見逃ごすという不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和 3 年 9 月 28 日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

神奈川県内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事していた確認検査員が、過失により、以下のことを見逃ごし、機関として法に適合しない建築計画に対し確認済証を交付した。

- ・ 法第 43 条第 2 項^{*}の規定に基づく市町村の条例の規定に適合しないこと（当該条例に規定された接道長さを満たしていなかった）

※本件事由は平成 30 年法律第 67 号による改正前に当初確認の確認済証交付のため旧法を適用

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 長島 孝至（登録番号：第 3000485 号）

処分日 令和 3 年 9 月 7 日

処分権者 関東地方整備局長

処分内容 業務禁止 20 日（令和 3 年 9 月 29 日から令和 3 年 10 月 18 日まで）

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。

2. 指定構造計算適合性判定機関

一般財団法人日本建築総合試験所（国土交通大臣指定第 13 号）

【処分内容】

業務の停止： 法第 77 条の 35 の 19 第 2 項の規定により、令和 3 年 9 月 29 日から 10 日間、法第 18 条の 2 第 1 項に基づく構造計算適合性判定の業務の停止を命ずる。

この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 法第 18 条の 2 第 1 項に基づく構造計算適合性判定に係る契約を新たに締結する行為

- 二 既に締結した契約の変更により、法第 18 条の 2 第 1 項に基づく構造計算適合性判定の業務を追加する行為
- 三 業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為

監督命令：書類の保存義務違反が確認されたことに鑑み、当該事案が発生した原因を分析した上で、再発防止のための書類管理に関する具体的な改善措置を含む業務改善計画書とすること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

大阪府内 1 件の建築物の計画に係る構造計算適合性判定の業務に関する書類について、法第 77 条の 35 の 14 第 2 項を根拠とする建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第 31 条の 11 第 3 項の規定により、適合判定通知書の交付の日から 15 年間保存しなければならないにもかかわらず、当該書類の一部を紛失した。